

MICE 誘致プロモーション業務委託 実施要領（公募型プロポーザル方式）

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

MICE 誘致プロモーション業務

(2) 業務目的

本業務は、本市の都市特性である「ウォーカブル MICE」を基軸として、会場・宿泊・交流拠点等が徒歩圏内に集積する利点を効果的に可視化・訴求することで、参加者の利便性向上及び回遊性の促進を図り、それに伴う消費活動の活性化につなげるものである。

これにより、国内外の MICE 主催者による開催地選定時の評価向上及び本市での開催意向の醸成を実現し、もって MICE 誘致の促進に資することを目的とする。

※「ウォーカブル MICE」とは、中心市街地に MICE 機能（会場、観光、飲食など）が集積する本市の特性を活かし、徒歩移動による高い利便性と満足度向上という強みを発信する誘致プロモーションのこと。

(3) 業務内容

別紙「MICE 誘致プロモーション業務基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行場所

委託者の指定する場所

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(6) 提案上限額

21,300 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部局

熊本市経済観光局観光交流部 誘致戦略課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話：096-328-2073（直通）

電子メール：yuchisenryaku@city.kumamoto.lg.jp

3 選定スケジュール

項目	日程
実施公告	令和8年(2026年)5月27日(水)
参加表明書提出期限	令和8年(2026年)6月11日(木)午後5時まで
参加資格審査通知	令和8年(2026年)6月15日(月) 予定
質問書受付期限	令和8年(2026年)6月22日(月) 正午まで
質問書回答期限	令和8年(2026年)6月23日(火)
提案書提出期限	令和8年(2026年)6月26日(金) 午後5時まで
ヒアリング審査	令和8年(2026年)6月30日(火) 予定
選定結果通知	令和8年(2026年)7月3日(金) 予定
契約締結	令和8年(2026年)7月中旬予定

※ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する場合がある。

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例(令和7年条例第54号)第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号))

第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)5月27日(水)から令和8年(2026年)6月11日(木)午後5時まで。なお、本業務委託に係るプロポーザル実施要領及び関係書類(提出書類の様式等)は、原則として熊本市ホームページへの掲載のみとする。2の担当部局の窓口での配布や郵送又は電送(FAX、電子メール等)による配布は行わない。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電子メール等により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電子メールにより提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

イ 提出期限

令和8年(2026年)6月11日(木)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)6月11日(木)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電子メールにより提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

(ア) 持参又は電子メール等の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市経済観光局観光交流部誘致戦略課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。
 - (イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4（10）に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。
- (3) 参加資格の確認について
- 参加表明書等の提出期限をもって行うものとする。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。（以下、参加資格がある旨の通知を受けた者を「プロポーザル参加者」という。）なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出方法
質問書（様式第6号）により電子メールにて提出すること。その際、必ず電話で着信を確認すること。
 - イ 提出期間
令和8年（2026年）6月22日（月）正午まで
 - ウ 提出先
2の担当部局
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和8年（2026年）6月23日（火）までに開始し、令和8年（2026年）6月26日（金）までとする。

イ 閲覧場所

熊本市ホームページへ掲載する。

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加表明者が1者である場合は、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。なお、再度公告し参加表明者が1者以上の場合、プロポーザルを実施するものとする。

10 提案書等の提出について

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出書（様式第3号）
- イ 業務の実施体制（様式第4号）
- ウ 業務実績書（様式第5号）
- エ 企画提案書（様式自由）

次の項目を盛り込んで作成すること。

- (ア) 全体方針
 - (イ) 事業の具体的な内容及び概算費用
 - ※概算費用については事業規模を測るために参考とするものであり、本業務委託基本仕様書「5業務内容」(6)の必要経費の積算とは異なる。
 - (ウ) プロポーザル参加者の特徴や強み、アピールポイント等
 - (エ) その他、本業務を遂行するにあたり必要と思慮される内容について
- オ 概算見積書（様式自由。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。）

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。さらに電子メールによる提出も必須とする。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

電子メールによる提出は、提出受付期間内必着とし、提出の後は必ず電話で着信を確認すること。

(3) 提出先

- (ア) 持参の場合は2の担当部局。
- (イ) 郵送の場合は以下のとおり。

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市経済観光局観光交流部誘致戦略課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

(4) 提出期限

令和8年(2026年)6月26日(金)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)6月26日(金)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(5) 提出書類の仕様

ア 提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・片面印刷とする。図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

イ 10(1)イからオについては、各1部(正本1部、副本1部)提出することとし、正本にのみ社名を記載し、副本は社名を伏して提出すること。

※電子メールも同様に各1部(正本1部、副本1部)提出すること。

(6) その他

- ・提案はプロポーザル参加者1者につき1提案とする。
- ・10(1)エの企画提案書については、「MICE誘致プロモーション業務委託提案書等審査基準」を参考に作成すること。
- ・提案内容について、2の担当部局より電話又はメールにて質問を行う場合がある。その場合は、適宜対応すること。

1.1 企画提案書等に関するヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年(2026年)6月30日(火)を予定

(2) 実施場所

場所、時間については別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面又はオンライン方式(Microsoft Teams)により実施し、メイン説明者は原則対面で参加するものとする。その他の参加者は必要に応じてオンライン参加を可とする。

ア 企画提案書等に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「MICE等誘致プロモーション業務委託提案書等審査基準」に沿って実施する。

イ 参加者は、3名以内とする。

ウ ヒアリングは、非公開とする。

エ ヒアリング時間は、30分以内を予定する。(プレゼンテーション20分 質疑応答10分)

オ ヒアリングに参加しない場合は、受託意思がないものとみなし、原則として選定しないものとする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由により参加できない場合はこの限りでないので、該当する場合はその理由を書面(様式は自由)にて提出すること。また、オンライン参加者の通信環境に不具合が生じた場合は、当該参

加者の説明に代えて、対面参加者による説明をもって対応するものとし、審査はこれに基づき行うものとする。

1.2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「MICE 誘致プロモーション業務委託契約候補者選定審査会設置要綱」に基づき、「MICE 誘致プロモーション業務委託契約候補者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「MICE 誘致プロモーション業務委託提案書等審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等を基に書面審査を行い、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査会の協議により契約候補者を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1.3 プロポーザルの審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者以上であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）

(2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1.4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.5 仕様の詳細に係る協議

(1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても15(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1.6 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第22条第2項各号に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が、参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から

起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して、参加資格がないと認めた理由を書面により説明を求めることができる。

- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。
- (8) 企画提案書の作成やヒアリング参加等の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (9) 提出された書類及び提案書等は、保管する部数を除き、「2 担当部局」がシュレッダーにかけて破棄する。また提出された参加資格に係る書類等は、参加要件の確認及び業者選定以外には使用しない。
- (10) 本業務の実施にあたって、提出書類に記載された統括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、退職等のやむをえない理由がある場合には、同等以上の能力があると熊本市が認めた者に限り変更できる。
- (11) 企画提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。
- (12) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者と熊本市の協議により決定する。
- (13) 成果品の所有権、著作権、利用権は熊本市に帰属するものとする。